

対 策 工 事 等 計 画 説 明 書

1 対策工事等の計画の方針								
(1) 特定開発行為の目的								
(2) 対策工事等の方法								
2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況								
(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象		ア 急傾斜地の崩壊    イ 土石流    ウ 地滑り						
(2) 特別警戒区域内で特定開発行為をする土地の面積								
(3) 他の法律による指定の状況		ア 砂防指定地    イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域    エ 保安林 オ その他 (      )						
(4) 既存砂防施設等の状況								
3 開発区域内の土地の現況								
(1) 区 域 区 分		ア 市街化区域    イ 市街化調整区域 ウ ア及びイ以外の都市計画区域    エ その他						
(2) 地 域 地 区		ア 用途地域    イ その他の地域地区						
(3) 土 地 の 概 要			宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
			面積(m <sup>2</sup> )					
		比率(%)						100
4 開発区域内の土地利用計画								
(1) 計 画 の 概 要			建築物		その他		計	
			制限用途	制限用途以外				
		面積(m <sup>2</sup> )						
比率(%)						100		
(2) 予定建築物の用途								

- 注1 2(1)、2(3)、3(1)及び3(2)は、該当する記号を○で囲むこと。
- 2 開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成すること。
- 3 「砂防指定地」とは、砂防法第2条の規定により指定された土地をいう。
- 4 「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
- 5 「地すべり防止区域」とは、地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
- 6 「保安林」とは、森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された森林をいう。

- 7 「市街化区域」とは、都市計画法第7条第2項に規定する区域をいう。
- 8 「市街化調整区域」とは、都市計画法第7条第3項に規定する区域をいう。
- 9 「都市計画区域」とは、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定により指定された区域をいう。
- 10 「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいう。
- 11 「地域地区」とは、都市計画法第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。
- 12 「公共施設用地」とは、都市計画法第4条第14項に規定する公共施設が存在する土地をいう。
- 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。